

くらしの情報誌

# がじまる

2014  
春号

平成26年5月1日

No.374

発行/沖縄県県民生活センター  
電話(098)863-9212(事務室)  
〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号  
沖縄県三重城合同庁舎4階

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県県民生活課のホームページでもご覧いただけます。

## ◆毎年5月は消費者月間

今年度の統一テーマは

「つながろう消費者 ～安全・安心なくらしのために～」

消費者月間は「消費者保護基本法(現「消費者基本法」)」の施行20周年を記念して昭和63年から始まったもので、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

県では今年度、以下の事業を実施します。

### 1 消費生活講座

日 時:5月10日(土) ①午前10時～11時30分 ②午後1時～2時30分

定 員:各30名(先着順)

テーマ:①くらしに役立つ税金の知識～身近な消費税を学ぼう!～

4月から8%にUPした消費税。ところでどうしてUPしたの?そもそも消費税ってどういう仕組みなの?いちばん身近な税金である消費税について理解を深め学べる講座です。

テーマ:②消費者トラブルの現状 ～こういう風にだまされる～

あなたの身近でも消費者トラブルは起きています。消費者被害・事故に遭わないよう、自ら進んで知識を習得してみませんか?

講 師:①金融広報アドバイザー 押鐘 博子

②県民生活センター相談員 赤嶺 和子

場 所:県立図書館(3階研修室) ※駐車場に限りがあります。出来るだけ公共交通機関をご利用ください。

申 込:県立図書館 TEL098-834-1218

E-mail houshi@library.pref.okinawa.jp

県民生活センター TEL098-863-9212

### 2 消費生活パネル展

日 時:4月23日(水)～5月19日(月) 9:00～19:00

(土日は9:00～17:00 火曜祝祭日休館)

場 所:県立図書館エントランスホール

# 消費生活相談事例 『新生活の契約トラブル』



## ■相談事例

### ①: 賃貸物件の敷金返還トラブル

就職が決まったので引っ越しのため4年間住んだアパートを退去した。退去時にきれいに掃除をしたつもりだが、貸主からハウスクリーニング代・壁のクロスや畳の表替えなどの原状回復費用を敷金から差し引いて、不足する場合は後日請求すると言われた。敷金を全額返金してほしい。

### ②: 引越し業者との契約トラブル

引っ越しの際、業者と梱包付きの契約をした。引っ越し後にパソコンとCDラジカセの故障に気付いた。すぐに業者に連絡し対応を求め回答を待っている。賠償について聞きたい。

## ■アドバイス

春は新生活を始める方が数多く居ます。それに伴い、賃貸住宅の解約に伴うトラブルや、運送契約トラブルなどが増えていきます。

**事例①**は、アパートの退去に伴い原状回復費用として負担を求められたものです。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によると、借主の過失や不注意などで通常の使用方法を超える使用による汚損・き損を修復させる費用は借主負担、通常使用による消耗や経年劣化・変化による修繕費は貸主の負担とされています。ただし、ガイドラインには強制力はなく、基本的には借主と貸主の話し合いによります。原状回復費用の内訳の提示を求め、清算内容に納得できない場合には宅地建物取引協会・不動産協会等の見解を聞くように助言しました。

**事例②**は、センターにて該当事業者の規約を確認し、沖縄県トラック協会の見解を求めました。その上で相談者へ、引っ越し作業においてのき損事故であれば賠償を求めることが出来ると考えられ、賠償方法は修理・復元が原則であるが復元不可能な場合は事業者到时価相当額の支払いを求めることになること伝えました。後日相談者より、パソコンは修理で、CDラジカセは代替品にて補償することになったと報告がありました。

## ■ご相談ください

不審に思ったり、万一トラブルにあった場合は、沖縄県県民生活センターや最寄りの消費生活相談窓口までご相談ください。

### ◆消費生活のご相談・お問い合わせは、下記の相談窓口へ

受付時間 月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時

(土・日・祝日は休みです)

- ・県民生活センター 消費生活相談室 ☎098-863-9214
- ・県民生活センター(宮古分室) ☎0980-72-0199
- ・県民生活センター(八重山分室) ☎0980-82-1289

相談は  
無料です

## ◆沖縄県金融広報委員会からのお知らせ

沖縄県金融広報委員会は、沖縄県、日本銀行那覇支店、沖縄総合事務局、沖縄県教育委員会、金融機関、報道機関、民間団体等によって構成されている団体です。

沖縄県金融広報委員会では、中立・公正な立場から暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動・学習支援を行なっています。

### 〈活動内容〉

#### ①金融広報アドバイザーの無料派遣

沖縄県金融広報委員会では、公民館を始め地域の自治会、学校、PTA、サークルなど一般県民を対象とした地域の講演会や学習会に『金融広報アドバイザー』を講師として派遣いたします。講師の謝礼、交通費は無料ですので、事務局までお気軽にお問合せください。

講座内容	生活設計関係／金融経済関係／金融・金銭教育関係／消費者問題関係
実施時間等	1回あたり1時間～2時間程度 実施期間は相談に応じます。
参加人数	10名以上
申込期間	開催日の1ヶ月前～2週間前

#### ②各種講演会の開催

・金融・経済講演会(10月下旬予定)

※開催予定日の概ね2ヶ月前にホームページや、新聞でお知らせします。

#### ③刊行物・資料の提供、ビデオの貸し出し

・暮らしに役立つ資料・刊行物、沖縄県金融広報委員会の活動紹介パンフレットの提供。

・経済・金融、金融教育、生活設計などをテーマとしたビデオ等の無料貸出し。

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2(事務局:沖縄県子ども生活福祉部県民生活課内)

TEL098-866-2187 FAX098-866-2789

ホームページ <http://www.okinawa-kinkoui.com/>

## ★ご存じですか?“消費者団体訴訟制度”と“適格消費者団体”

消費者団体訴訟制度とは、消費者に代わって、適格消費者団体※が、事業者による不当な行為に対して、差止請求をすることができる制度です。

消費者被害が起きてから、それぞれを個別に救済していくやり方では、被害の回復・拡大防止に限界があります。そのため、消費者契約法、景品表示法や特定商取引法に違反する事業者が行った不当な勧誘や契約条項といった「行為」の差止めを請求する事ができます。

※適格消費者団体とは、一定の要件を満たし、内閣総理大臣に申請・認定された団体で、現在全国には11団体あります。

## ★沖縄県でも“適格消費者団体”づくりが進んでいます

沖縄県でも、県内の弁護士・司法書士・学者・消費生活相談員・生協が中心となり、平成25年4月に適格消費者団体を目指す「NPO法人消費者市民ネットおきなわ」が設立されました。今後、認定に向けた積極的な活動が期待されます。

### 「NPO法人消費者市民ネットおきなわ」の連絡先

〒900-0006 那覇市おもろまち3丁目3番1号 あっぷるタウン3階

TEL:098-943-1700 FAX:098-943-2070

## ★皆さんのまわりにこんなトラブルはありませんか？ 差止請求の対象となる不当な行為の事例紹介

### 1 消費者契約法

不当な契約条項や不当な勧誘は、適格消費者団体が差止請求をすることができます。

#### 不当な契約条項の例

##### 事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)

例 「いかなる理由があっても、事業者は一切損害賠償責任を負いません」とする等の条項



### 2 景品表示法

商品やサービスの品質・価格等を偽って消費者を誤認させる不当な表示に対して、適格消費者団体が差止請求をすることができます。

##### 優良誤認(不当表示) 【例】食肉

例 国産有名ブランド牛肉であるかのように表示して販売されていたが、実はブランド牛ではなかった。



### 3 特定商取引法

特定の取引における不当な行為に対して適格消費者団体が差止請求をすることができます。

##### 訪問販売の場合

例 「クーリング・オフはできない」と言って、申し込みの撤回をみとめない。

